

# 広島大学大学院法務研究科

## 法務専攻

### 目 次

I 認証評価結果	2-(8)-3
II 章ごとの評価	2-(8)-4
第 1 章 教育の理念及び目標	2-(8)-4
第 2 章 教育内容	2-(8)-5
第 3 章 教育方法	2-(8)-10
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(8)-12
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(8)-16
第 6 章 入学者選抜等	2-(8)-17
第 7 章 学生の支援体制	2-(8)-20
第 8 章 教員組織	2-(8)-22
第 9 章 管理運営等	2-(8)-25
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(8)-26
第 11 章 自己点検及び評価等	2-(8)-28
III 意見の申立て及びその対応	2-(8)-30
<参 考>	2-(8)-33
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(8)-35
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(8)-36
iii 自己評価書等	2-(8)-37



## I 認証評価結果

広島大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 17 年以上の実務経験を有している。

当該法科大学院の主な特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 実務家教員と研究者教員の交流を目的として、大学・裁判所合同研究会を設立し、毎年数回開催される研究会に教員が参加するなど、裁判所等との連携・共同により、開かれたFD活動が行われている。
- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、法学関係以外の学部出身者及び社会人について、優先合格枠を設けている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 正課外において実施されている学習指導について、法科大学院の教育理念に適った指導を行うよう留意する必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目における再試験において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問が出題されているため、再試験前の補習授業の実施方法及び出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。

## II 章ごとの評価

### 第1章 教育の理念及び目標

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育上の理念は、「知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献すること」として、また、教育目的は、「①法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家の養成。②裁判実務だけでなく、充実したリーガル・サービスと高度のリーガル・エイドを必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在としてのヒューマン・パーソナリティー及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する法律専門家の養成。③今後の法化社会の進展に伴い、民間、特にビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えるような金融分野に関する高度の幅広い知識を有するビジネス法務に強い法律専門家の養成。④自らが行っている法的問題処理の過程を、より高い次元に立って反省できる観点を明確にもち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人（プロフェッション）としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家の養成。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育上の理念及び教育目的に適った教育を実施するため、理論と実務を架橋する段階的な積上げ方式によってカリキュラムを編成しているほか、少人数教育による双方向授業の実施、展開・先端科目への多数の金融関係科目の配置によるビジネス法務に力点をおいた教育の展開等が行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、公務員等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

#### 2 指摘事項

特になし。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育上の理念及び教育目的を効果的に実現するために、1年次で理論的基礎を固め、2年次でそれを問題解決型思考に発展させ、3年次で発展的な問題解決を導くための法律の総合的運用能力を習得することができるよう、理論と実務を架橋する段階的な積上げ方式によってカリキュラムを編成するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法律基本科目における導入的な授業科目の開設や法学未修者を対象としたプレ・チュートリアルの実施等の措置がとられている。

##### 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目  
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目  
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目  
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目  
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法的思考法」、「レトリック理論」、「法理学」、「外国法(英米)」、「政治学」、「社会学」及び「金融論」、(4) 展開・先端科目として、ビジネス関係法の授業科目「不動産登記法」及び「民事執行保全法」等、金融関係の授業科目「金融システム法」、「金融取引法」及び「先端金融法」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げること寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「債権回収法」の教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）      | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）    | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 12 単位、各系の横断的授業科目から 4 単位の合計 62 単位とされており、このうち 4 単位は、法学未修者 1 年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開

設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士等の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理1」（2単位）が必修科目として開設されているほか、授業科目「法曹倫理2」（2単位）が選択科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実

務基礎」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」(1単位)が必修科目として開設され、ローヤリングは授業科目「ローヤリング」(1単位)が選択科目として開設され、クリニックは授業科目「リーガル・クリニック」(1単位)が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(1単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、必修科目である授業科目「法学概論」及び「法曹倫理1」の中で適宜指導が行われ、法文書作成は、授業科目「法文書作成」が必修科目として開設されている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、カリキュラム作成時に、実務家教員と研究者教員が協議し、授業内容及び進め方について検討しているほか、授業科目「リーガル・クリニック」については、原則として実務家教員と研究者教員が共同で授業を実施するなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条(単位)、第22条(1年間の授業期間)及び第23条(各授業科目の授業期間)の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。



## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「債権回収法」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人以下が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、専門的な知識を確実に習得させるために講義形式の授業方法も併用しつつ、問題検討能力及び思考・分析能力の基礎を固めるため双方向授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、具体的な事例・設問や複雑な事案を用いた、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏ま

えて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されているとともに年度当初のガイダンス及び「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じて告知されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、各授業における「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じたレジュメ・予習課題等の事前配付、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく利用できる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

### 3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分けに関する方針が設定され、これらは学生便覧及び年度当初のガイダンスを通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、中間試験、期末試験、レポート、小テスト、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているものがあるものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績判定会議における全授業科目の成績評価データの共有・相互検証が行われているほか、単位認定に関する異議申立制度の整備等が講じられている。

成績評価の結果については、評価平均点（GPA）、授業科目ごとの成績分布に関するデータ、試験問題の出題の趣旨、採点及び成績評価の指針等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、期末試験の解答用紙には学籍番号のみを記すこととして匿名性に配慮しているほか、法律基本科目の試験は、原則として、当該科目に関係する複数教員において、事前に協議・検討した上で出題するなど、期末試験における実施方法について配慮されている。また、再試験においては、1授業科目について、再試験前の補習授業の内容と類似の設問が出題されているものがあるものの、1年次前期相当の必修科目に限定して実施することとされ、追試験においては、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。

#### 4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位

ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、100単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位は合計4単位を超えない範囲で、入学前に大学院等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位と合わせて合計34単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院等において修得した単位と合わせて、37単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12単位、民事系科目34単位、刑事系科目12単位、その他法律基本科目4単位、法律実務基礎科目10単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位のほか、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群(上記必修科目又は選択必修科目として修得したものを除く。)から12単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されているほか、当該法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮する制度がある。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、試験問題について、当該大学法学部の期末試験等と同様又は類似の問題が出題されることがないように、複数の教員が協議し作成したものを教授会で確認し確定するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6科目について論述式試

験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、面接試験、書類審査の結果等も踏まえて、一定水準の成績を得た者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目における再試験において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問が出題されているため、再試験前の補習授業の実施方法及び出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。



## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、当該法科大学院を主体とするFDが定期的に開催され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、授業編成及び試験実施方法の検討、教員相互の授業参観や学生による授業評価アンケートの実施及び結果についての検討、学生等との意見交換会の内容に関する検討等が行われている。

そのほか、実務家教員と研究者教員の交流を目的として、大学・裁判所合同研究会を設立し、毎年数回開催される研究会に教員が参加している。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

#### 【特色ある点】

- 実務家教員と研究者教員の交流を目的として、大学・裁判所合同研究会を設立し、毎年数回開催される研究会に教員が参加するなど、裁判所等との連携・共同により、開かれたFD活動が行われている。



## 第6章 入学者選抜等

### 1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミSSION・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミSSION・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育上の理念及び教育目的に照らし、「実践的理論と判断力を備えたプロフェッションとしての法律専門家を育てるため、柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求める」こととして設定され、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育上の理念及び教育目的や入学者選抜の方法等の必要な情報が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」が組織され、重要事項については、法務研究科長、副研究科長及び各講座主任によって構成される「研究科長室会議」に入試委員長も加わって検討の上原案を作成し、教授会の審議を経るほか、合否判定についても教授会の審議を経ることとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミSSION・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（志願者数、合格者数、入学者内訳、筆記試験（小論文）問題、法律科目試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、肢体不自由の入学志願者に対する別室受験を許可するなど、広島大学教育室所属の「アクセシビリティセンター」と連携し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的な対応がなされており、アドミSSION・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

#### 6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、「一般選抜」

においては、第1次選考で法科大学院全国統一適性試験の成績の審査、第2次選考で小論文形式の筆記試験（3年コース志願者）又は法律科目試験（2年コース志願者）と面接試験を課した上、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、外国語能力等について内容に応じて加点することとし、また、「AO入試」においては、第1次選考で法科大学院全国統一適性試験の成績の審査、第2次選考で面接試験を課し、さらに、2年コース志願者に対しては、法律科目試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、国家資格に基づく顕著な活動実績を有する出願者を対象とする「AO入試」を実施し、活動実績説明書等を提出させて面接試験を行っているほか、法学関係以外の学部出身者及び社会人（3年以上の社会的経験を有する者）について、合否判定の際に、合計点の上位96人（募集人員の2倍）の範囲で、募集人員の約2割（10人程度）までを優先的に合格者とするなどとし、また、「一般選抜」においては、外国語能力、各種資格、博士号、学業以外の活動実績や社会人としての顕著な活動実績等を記載した加算点申請書等の書類を提出させることにより、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成21年度は約37%、平成22年度は約34%、平成23年度は約27%、平成24年度は約37%、平成25年度は約40%であり、法学関係以外の学部出身者及び社会人について優先合格枠を設けるなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は107人であり、収容定員144人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、また入学試験の試験回数を増加するなど、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更（60人から48人に削減）が行われるとともに、入学試験の試験回数の増加や日程・時間配分の見直し等、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【特色ある点】

- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、法学関係以外の学部出身者及び社会人について、優先合格枠を設けている。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育上の理念及び教育目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学生1人に対する教員2人によるチューターの配置、オフィスアワーの設定等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に3年コースと2年コースに分けて学習上のガイダンスが実施されるとともに、入学時には新入生ガイダンス及びチューター別ガイダンスが実施され、履修方法等について説明が行われるなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、新年度の開始直前にプレ・チュートリアルが実施され、法律を学ぶための基礎知識が提供されているほか、法律基本科目の学習の導入科目として授業科目「法学概論」及び「基礎演習」が開設されるなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日、時間帯が記載された一覧表が「TKC法科大学院教育研究支援システム」により、学生に周知されている。

このほか、正課外において実施されている学習指導について、法科大学院の教育理念に適った指導が行われるよう一層の工夫が望まれる点があるものの、広島弁護士会の協力のもとに、毎週1回若手弁護士1人が交代で、学習や進路等の面での助言・補完指導等を行う「サポート弁護士制度」が導入されているなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度、「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」による授業料免除制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、「東千田地区保健管理室」において医師等による健康診断、メンタルヘルス相談、カウンセリング及び学生相談が行われているとともに、学生・教職員が合同参加して実施する精神科医によるメンタルヘルスについての講習会が毎年開催されているほか、各種ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメントとアカデミック・ハラスメントに関するハラスメント対策委員1人が任命され、他キャンパスの全学的な「ハラスメント相談室」と連携して対処に当たるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター及び障がい者用トイレが整備され、校舎自体がバリアフリー化されているほか、障がい者専用駐車スペースの確保、各講義室への障がい者専用機の配置等、整備充実を努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、修学等の支援を円滑に実施するため、全学として修学等の支援に関する規則が定められており、障がいの種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、チューター制度を通じた実務家教員による個別相談への対応、サポート弁護士による個別相談への対応、就職支援のためのセミナーの開催、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【特色ある点】

- 成績優秀者を対象とした「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」による授業料免除制度が整備されており、当該法科大学院生を対象とした枠が設けられ、一定数が授業料を免除されている。

### 【留意すべき点】

- 正課外において実施されている学習指導について、法科大学院の教育理念に適った指導を行うよう留意する必要がある。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

##### 8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

##### 8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「選考委員会」において候補者の審査を行い、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、専任教員の選考手続に準じて教授会へ選考を付議し、決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

##### 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育上の理念及び教育目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。



8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目とされており、そのうち必修科目の授業は、ほぼすべてが専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員17年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教員の教育研究能力及び資質等の向上を図るとともに、当該大学における教育研究の発展に資することを目的とするサバティカル制度が導入され、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、研究科附属のリーガル・サービス・センター（L S C）の専任スタッフとして、法律相談の受付事務、相談事例の整理、データ蓄積、授業科目「リーガル・クリニック」の講義の事前教育のサポート等を行う法学修士号を有する専任の助教1人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 専門職大学院設置基準において必要とされる専任教員数12人に対して、教育上の理念及び教育目的を実現するため、その必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員17年以上の実務経験を有している。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。



## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、研究科長、副研究科長、研究科長補佐及び専任教授（みなし専任教員を含む。）により構成され、申合せにより、教授以外の専任教員はオブザーバーとして出席することができるとされており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「東千田地区支援室」が組織され、責任者として支援室長1人、法務研究科長の支援及び教員の教育研究活動の支援を行う「運営支援グループ」のスタッフ6人、法務研究科の教育及び学生を支援する「学生支援グループ」のスタッフ2人が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、学長と部局長参加の下に大学の運営に係る事項について話し合う意見交換会が定期的に開催されているほか、年に一度開催される学内組織評価に係る学長ヒアリングや学長による教授会訪問等においても、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、すべての教室及び演習室に情報コンセントが設置されているほか、すべての講義室にスクリーンが、ほぼすべての講義室及び演習室にプロジェクター、DVDプレイヤー、ビデオデッキ等が配備されている。1教室については、実習室（法廷教室）として使用できるよう整備されており、模擬法廷開廷時には傍聴席56席を確保した法廷教室へと設営され、裁判員制度にも対応した可動式の法廷設備が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく6時から24時まで（期末試験の前から試験期間中に限り6時から2時まで）使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、個人用ロッカー、書架、コンセント、無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室からパソコンを利用して蔵書検索、資料の取り寄せ申込み、学内限定データベースを利用できる環境が整備されている。

図書館については、東千田図書館が整備されている。東千田図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。東千田図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、図書については、教員が当該専門科目について随時新刊書を補充するよう図書委員を通じて購入しているほか、年に1回程度、教員が不足図書を網羅的に調査し、一覧表を作成して補充しているなど、管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、複写機、視覚障がい者用拡大読書機、DVD視聴機器を設置しているほか、パソコン利用のための環境を整備し、閲覧席に衝立を設けるなど、整備されている。また、東千田図書館には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、自習室と東千田図書館が同一建物又は近接する建物にあるなど、自習室と東千田図書館との有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室が整備されているほか、演習室が利用されており、独立したスペースが確保されている。

このほか、当該法科大学院の修了者のうち法務研修生制度を利用する者においては、自習室及び演習室等を利用することができる制度が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 自習室において、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、自習室と東千田図書館が同一建物又は近接する建物にあるなど、自習室と図書館及び法学資料室との有機的連携が確保されている。
- 東千田図書館に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

### 【特色ある点】

- 当該法科大学院の修了者のうち法務研修生制度を利用する者においては、自習室及び演習室等を利用することができる制度が整備されている。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「評価委員会」が設置され、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、FD等を通じて、「教務委員会」、「入試委員会」等の関係委員会と情報を共有し、関係委員会においてこれを踏まえて改善に取り組むよう努めるとともに、FD等にフィードバックするなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

##### 11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

##### 11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法務研究科長の指導の下、法科大学院事務担当において収集され、東千田地区支援室、各教員室及び保管庫において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

### Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。

申立件数： 1

（申立 1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【対象となる章及び基準】</b> 第4章 成績評価及び修了認定 基準4-1-1</p> <p><b>【対象となる項目】</b> <b>【改善すべき点】</b> 1 授業科目における再試験において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問が出題されているため、再試験前の補習授業の実施方法及び出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。</p> <p><b>【意見】</b> 指摘されているような、再試験前の補習授業の内容と再試験の問題が類似の設問になるとは認識していないため、当該箇所の再考あるいは削除を求める。</p> <p><b>【理由】</b> 連絡によると、指摘のある「1 授業科目」とは、平成24年度前期会社法1 であるとのことであり、同科目の補習講義の教材と再試験の内容・解説は、提出した資料※の通りである。 ※訪問調査当日にお示しした資料のうち資料③「再試験前の補習授業内容がわかる資料」</p>	<p><b>【対応】</b> 原案どおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 平成 24 年度に実施された 1 授業科目の再試験前の補習授業において、期末試験の論説問題を基礎とし、これを素材として論述の方法等の講義が実施されているが、この補習授業は期末試験の論説問題に要点を置いた内容で実施されており、更に再試験では、期末試験の論説問題及び補習授業で講義された内容と類似した論点を使用した設問が 61 点という配点で出題されていると判断したため。 なお、「株主総会の決議の瑕疵」をめぐる主要論点としては、株式譲渡の効力をめぐる論点のほかにも、議決権行使の代理人資格制限の問題、取消事由の追加の可否、及び他の株主に対する招集手続きの瑕疵と取消の訴え等、いずれも主要判例に示された論点があり、これらの学習も不可欠であることから、補習授業の内容と再試験の問題の内容に類似性があるという判断に変わりがない。</p>

※平成25年9月2日付回答文書「平成25年度実施の法科大学院認証評価に関する追加資料の提出について」で提出した資料（再試験実施科目の試験問題、採点のポイントを記した書類）

補習授業の教材とした課題事案は、期末試験の論説問題を基礎としており、これを素材として論述の方法等を講義することを目的としている。

認証評価案が設問の類似性を指摘するのは、同補習教材の課題事案と再試験の問題2が、(1)いずれも「本件株主総会の決議を取り消すことができるか」を問うていること、また(2)いずれにおいても一部の株主に対する招集通知漏れが事実に含まれていることを根拠とするのではないかと推測される。

(1) しかしながら、補習教材の課題事案は、会社の承認を得ていない譲渡制限株式の譲渡の効力を問うものであり、会社の承認を得ていない譲渡制限株式の譲渡の効力は、会社に対する関係では効力を生じない、と解する判例規範を題材としている。

これに対して、再試験問題2に出された課題は、株主総会の議決権行使の代理人の資格を株主に限定する定款規定が存するにかかわらず、株主ではない代理人が議決権を代理行使した場合の当該議決権行使の効力についての、有名な判例規範の理解を問うものである。

再試験問題2のように、直接に議決行使の資格が問われる場合のみならず、株式譲渡の効力の問題であっても、正当に株式を譲り受けていない者による議決権行使がなされることで紛争が顕在化することが少なくなく、補習教材の課題事案もそのような実情を踏まえて作成されている。

このように、同じように「総会決議の瑕疵の有無」を問う問題であっても、一方は株式譲渡の効力、他方は代理人による議決権行使の効力を争点としており、内容が全く異なっている。

(2) 補習教材の課題事案では、招集通知の送付を受

けなかった株主以外の株主が、総会決議の取消しを求める訴えを提起したことを前提としており、自己に対する招集手続に瑕疵のない株主であっても、他の株主に対する招集手続の瑕疵をもって株主総会決議取消しの訴えを提起することができる、と解する判例規範を取り上げている。

再試験問題2でも、決議取消しの訴えを提起した株主以外の株主への招集通知漏れが新たな主張として追加されたことになっている。この課題文は、株主総会決議の取消しを求める訴えが、提訴期間(株主総会の期日から3か月以内)内に提起された場合であっても、当該提訴期間の経過後に、取消事由について新たな主張を追加することはできないと解する、補習教材では全く扱っていない有名な判例規範の理解を問うたものである。

以上のように、補習教材で検討した事項は再試験の問題の内容とはなっておらず、「再試験において、再試験前の補習授業の内容と類似の設問が出題されている」との指摘は当たらない、と考える。



< 参 考 >



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

広島大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

広島県広島市

(3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数 107 人

教員数 20 人（うち実務家教員 6 人）

### 2 特徴

広島大学大学院法務研究科（以下、「本研究科」という。）は、平成 16 年 4 月、高い倫理観に支えられ、高度の法的学識・能力を備えた真のリーガル・プロフェッショナルを育むことを目的として、広島大学の独立研究科として設立された。

本研究科は、設立以来一貫してこの目的を達成するため、教育内容について、基礎から応用に至る段階的・発展的なカリキュラムを構築し、確実な積み上げ方式を実践しているほか、一クラス概ね 30 人程度以内の少人数教育を徹底し、できる限り双方向授業を実施して学生に深い理解を得させるよう努めている。また、展開先端科目においては多数の金融関係科目を開講し、ビジネス法務に力点をおいて教育を展開している。さらに、近時、新入学予定者に対して、入学前の段階においてガイダンスを実施しているほか、入学当初の導入教育として、集中的に憲法、民法及び刑法を中心とした法学概論を開講し、新入生がスムーズに法学学習に入ることができるように配慮するなどしている。

また、学生の学習等を支援するため、学生 1 人に対して教員 2 人をチューターとして配置し、学習のみならず学生生活全般にわたる個別指導体制を整え、適宜、学生の指導に当たるなど、きめ細かい教育を実践している。

その他、発足以来、随時、自習室の整備、図書の充実、奨学金制度の拡充など、環境の整備に努めた結果、現在においては、相当程度充実した学習環境が整備されるに至っている。さらに、附属リーガル・サービス・センター（以下「LSC」）を設置して、無料法律相談等の活動を行っているが、同センターにおいて学生に法曹実務の一端を体験させることにより、一層充実した教育を実践できる体制を整えている。

入学者選抜については、適正な競争倍率を確保して優秀な学生の確保に努めている。法学既修者試験においては、1 年次科目の履修免除を受けるに相応しい学力を審査する厳格な筆記試験を実施している。さらに、他分野において顕著な実績を積んだ医師等が法曹界に参入することを容易にするため、いわゆる AO 入試を行うなど、幅広い人材の確保に努めている。

さらに、進級制度を採用し、必修科目 4 科目以上が不可となった場合には原級留置とするなど、厳格な成績評価を実施しているほか、修了判定においても、修了に必要な単位を修得した者に対して改めて最終試験（口頭試験）を実施し、法曹養成に特化した法科大学院修了に相応しい学力を確認した上で修了させている。

このように充実した教育を実践してきた結果、これまで修了生 311 人のうち 100 人が司法試験に合格し、その多くの者が、広島県及びその周辺において、法曹実務家として活躍しているほか、法曹以外に進路を見出した者も、修得した法律知識を生かして官公庁や企業に進出している。

以上のとおり、本研究科は、高裁所在地である広島市に位置し、地域法曹養成の中核を担う専門職大学院として、確固たる地位を占めるに至っており、今後とも、地域の期待に応え、一層充実した法曹養成教育に資することができるよう不断の努力を重ねたいと考えている。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本研究科は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを教育上の理念としている。

本研究科は、この理念を実現するために、次のような法律専門家の養成を教育の目的としている。

- 1 法律についての高度な専門的知識を有し、状況に即応できる柔軟な思考力を持ち、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。
- 2 充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在として、人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。
- 3 ビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えることができる、ビジネス法務、取り分け金融の分野に関する高度で幅広い知識を有する法律専門家。
- 4 自らが行っている法的問題処理の過程をより高い次元に立って反省できる観点を明確に持ち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。

### iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6\\_2\\_jiko\\_hiroshima\\_h201403.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_hiroshima_h201403.pdf)